

検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直しの概要

令和 7 年 1 月
消費・安全局植物防疫課

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、植物は、輸出国の政府機関が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しが添付されたものでなければ輸入してはならないとされている。この「検疫有害動植物」については、法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 3 条により規則別表 1 において指定している。
- (2) また、法第 6 条第 2 項においては、輸入に際して農林水産省令で定める基準に適合していることについての検査を輸出国で行う必要がある場合について規定されている。この検査の対象となる地域、植物及び基準については、規則第 5 条の 2 により規則別表 1 の 2 において指定している。
- (3) さらに、法第 7 条第 1 項第 1 号においては、「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの」の輸入が禁止されており、当該地域及び植物については、規則第 9 条により規則別表 2 及び 2 の 2 において指定している。別表 2 においては、同表の付表において地域及び植物の組合せごとに輸入禁止から除外する基準を告示により定め、別表 2 の 2 においては、同表に掲げる地域及び植物全てに適用可能な基準を同表において定め、当該基準に適合した植物を輸入禁止から除外している。
- (4) 検疫の対象から除外する検疫有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）については、「植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物」（平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号）の 1 の 2 及び 2 の 2 において、規則別表 1 のまん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害動植物から除く有害動植物として指定している。
- (5) (1) から (4) までの各種別表の定めについては、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況、諸外国における当該有害動植物に係る輸入検疫措置の実施状況等の情報が新たに得られた都度、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）を行い、必要に応じて規則及び関連する告示の見直しを実施しているところ。

2. 改正の主な内容

今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施したPRAの結果等を踏まえ、以下の改正を行う。

(1) 検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物（規則別表1）

- 1種の学名変更

(*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli* → *Acidovorax citrulli*)。

非検疫有害動植物（計542種から計546種へ）（告示※1）

- 新たに4種を指定（*Grapevine red glove virus*等）。

(2) 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

既存の検疫有害動植物18種について、対象植物又は対象地域の追加・削除、検疫措置の選択肢の追加等（規則別表1の2、別表2及び別表2の2）。

[関連する告示]

※1 植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物（平成23年3月7日農林水産省告示第542号）

3. 今後のスケジュール（案）

令和7年

1月 植物防疫検討会開催

3月 パブリックコメント募集（コメント期間30日間）

SPS 通報（コメント期間60日間）

6月 改正規則及び告示の官報公示（告示は公布の翌日施行）

12月 改正規則の施行（ただし、対象地域の削除に係る規則の一部は公布の翌日施行）

以上

検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直しの解説資料

1. 植物防疫法施行規則別表1(第3条関係)

再分類による学名の変更(1種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1		<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	 細菌	スイカの葉では、葉緑から暗緑色、水浸状の病斑が形成され、後に褐色病斑となって拡大する。果実では、表面に暗緑色等の斑点及び水浸状斑を生じ、商品価値を失う。	アジア、中東、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、大洋州	きゅうり、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びにぼんかぼちやの交雑種、にがり等の生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの	・学名の変更: <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> → <i>Acidovorax citrulli</i> ※規則別表8についても、同様に学名の変更を行う。

2. 植物防疫法施行規則別表1の2(第5条の2関係)

(1) 既存の検疫有害動植物の検疫措置の見直し(1種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	8	<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラメトウルーモザイクウイルス)	 ウイルス	葉に斑紋やモザイク症状、種子に斑点等が生じる。また、植物体の生育阻害等を引き起こす。	中華人民共和国、中東、欧州、アフリカ	そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにえんどう及びそらまめの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・検疫措置の見直し: 輸出国における精密検定の方法に、遺伝子診断法の選択肢を追加。

(2) 既存の検疫有害動植物の対象植物の追加(2種)

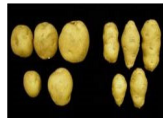
No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	2	<i>Circulifer tenellus</i> (テンサイヨコバイ)	 害虫(ヨコバイ科)	幼虫及び成虫が葉を吸汁加害し、細菌及びウイルスを媒介する。	インド、中東、欧州、アフリカ、北中南米、ハワイ諸島	だいこん、とうがらし、トマト、ほうれんそう、あかざ属植物、あぶらな属植物、ばら属植物、ひゆ属植物、ペチュニア属植物、みかん属植物等の生茎葉	・植物の追加: あさの生茎葉
2	10	<i>Fusarium oxysporum</i> f.sp. <i>pisi</i> (エンドウ萎ちょう病菌)	 菌類	葉の黄化、葉巻を起こし、萎ちょう・枯死する。	アジア、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	えんどうの種子であつて栽培の用に供するもの	・植物の追加: えんどうの生植物(果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの

3. 植物防疫法施行規則別表2(第9条関係)(4種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	2	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)	 害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	アジア、オマーン、アフリカ、中南米、大洋州	かんきつ類、さくら属植物、なす属植物、マンゴウ属植物等の生果実	・地域の追加: アゼルバイジャン及びガイアナ
2	4	<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)	 害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	アジア、アフガニスタン、アフリカ、大洋州	うり科植物の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、とうがらし、トマト、なす、マンゴウ属植物等の生果実	・地域の追加: イラン及びオマーン
3	16	<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	 細菌	感染樹は火にあぶられたような症状を示し、木全体が枯死することもある。	大韓民国、中華人民共和国、中東、欧州、アフリカ、北中南米、ニュージーランド	なし属植物、りんご属植物等の生植物(種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。)	・地域の追加: パキスタン及びアゼルバイジャン
4	18	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	 害虫(ミバエ科)	幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	中南米	マンゴウ、ぶどう属植物、みかん属植物(ライム及びレモンを除く。) 等の生果実	・対象植物の追加: 対象植物から除かれているライム(タヒチライム及びメキシカンライム)のうち、タヒチライムの生果実

4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)(11種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	6	<i>Aleurocanthus woglumi</i> (ミカンクログコナジラミ)	 害虫(コナジラミ科)	幼虫及び成虫が葉の篩管部を吸汁加害する。幼虫が分泌する蜜状物質によりすす病を生じ、果実の減産等の被害が生じる。	アジア、中東、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、大洋州	なし属、ばら属、ぶどう属、みかん属等の生植物(種子、果実及び地下部を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・地域の追加: 台湾及びナイジェリア
2	7	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)	 害虫(キバガ科)	幼虫が茎葉、果実等に内部寄生又は外部寄生する。また、生長点を加害し、植物の生長を阻害する。	アジア、中東、欧州、アフリカ、中南米	いんげんまめ、しまほおずき、たばこ、とうがらし、トマト、くこ属植物、なす属植物等の生茎葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実	・地域の追加: タイ
3	12	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	 線虫	根等の組織内に寄生して養分を摂食する。地上部の生育不良や立ち枯れ等の被害が生じる。	アジア、オマーン、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	さといも、しょうが、フィロデンドロン属植物、プセファランドラ属植物等の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアスパラス属植物及びアンスリューム属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の追加: テーブルやし属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
4	13	<i>Meloidogyne enterolobii</i>		線虫	根等の内部に寄生して周辺組織にこぶを形成する。養水分の吸収を阻害し、萎れ等の症状を引き起こす。	アジア、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、オーストラリア	がじゆまる、きゆうり、ささげ、しょうが、すいか、だいず、とうがらし、トマト、なす、にんじん、ヒロセレウス属植物等の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の追加: オオバコエンドロ、くだものけい及びコエンドロの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
5	19	<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)		細菌	スイカの葉では、葉縁から暗緑色、水浸状の病斑が形成され、後に褐色病斑となって拡大する。果実では、表面に暗緑色等の斑点及び水浸状斑を生じ、商品価値を失う。	アジア、中東、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、大洋州	きゆうり、すいか、せいようかぼちや、せいようかぼちや及びびにほんかぼちやの交雑種、とうがん、にがうり、にほんかぼちや、ペボカぼちや、メロン並びにゆうがおの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの	・地域追加: マレーシア、北マケドニア共和国及びトリニダード・トバゴ ・学名の変更(再掲): <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> → <i>Acidovorax citrulli</i>
6	23	<i>Xylella fastidiosa</i>	 ※1	細菌	感染植物の道管内等で増殖し詰まらせることで、養水分の移動を妨げ、数年で枯死させる。	台湾、中東、欧州、北中南米	オリーブ属植物、さくら属植物、なし属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の削除(属に変更): あめりかやまぼうし、グレヴィレア・ユニペリナ及びひめいらくさ ・植物の追加: クリノボディウム・ネベタ、ときわさんざし、メンタ・スアウェオレンス、ヨーロッパぐり、いらくさ属植物、しのぶのき属植物及びみずき属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの
7	24	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイルス)		ウイルス	パレイショでは、茎葉にわい化、塊茎の亀裂等、トマトでは株の萎縮等の症状を引き起こす。	アジア、中東、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国、中南米、大洋州	とうがらし、トマト、ばれいしよ及びペチュニア属植物等の種子であつて栽培の用に供するもの並びにしまほおずき、とうがらし、トマト、ばれいしよ、ペチュニア属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・植物の追加: くこ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの
8	29	<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i> (トマト退緑萎縮ウイルス)		ウイルス	トマトに感染すると上位葉の退緑、植物体全体の萎縮症状、生果実の着色不良などの症状を示す。	インド、欧州、アメリカ合衆国、メキシコ、ハワイ諸島	トマト、なす及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにトマト、なす、カリブラコア属植物、ペチュニア属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・地域追加: オーストラリア
9	32	<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)		細菌	感染植物は萎ちようや退色症状を示し、やがて乾燥し収量が減少する。幼植物が発病すると生育不良となり枯死する。	中東、欧州、アフリカ、北中南米、オーストラリア	いんげんまめ、ささげ及びだいずの種子であつて栽培の用に供するもの	・植物の追加: りよくとうの種子であつて栽培の用に供するもの並びにいんげんまめ、ささげ、そらまめ、ソルニア・グラブラ、だいず、ひまわり、らいまめ及びりよくとうの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの

No.	項	有害動植物 学名(和名)		分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
10	36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>		ウイルス	葉に黄化やモザイク症状、果実は奇形となり商品価値を低下させる。	全ての地域	いぬほおずき、とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにいぬほおずき、トマト、とうがらし属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	・植物の追加: せいやうひるがお及びポリカルポン・テトラフィルムの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの
11	37	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i>	 ※2	ウイルス	モザイク症状、葉巻、葉脈の膨張、植物体の萎縮が引き起こされる。	アジア、イラン、欧州、アフリカ	きゅうり、ささげ、すいか、だいず、トマト、なす、にほんかぼちゃ、にんじん、パパイア、ばれいしょ、メロン、とうがらし属植物等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	・地域の追加: ネパール ・地域の削除: フィリピン

5. 非検疫有害動植物の指定(4種)

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な症状・被害	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	見直しの概要
1	-	Grapevine red globe virus(ブドウレッドグローブウイルス)	ウイルス	ブドウの生産への影響はないことが報告されており、単独の感染による明確な被害は確認されていない。	中華人民共和国、日本、イラン、欧州(英国、スペイン、フランス等)、アメリカ合衆国、ブラジル、オーストラリア	ぶどう属植物	・新規追加
2	-	Grapevine rupestris vein feathering virus	ウイルス	経済的被害に関する情報はなく、単独感染による明確な症状は報告されていない。	アジア(日本を含む。)、イラン、欧州(イタリア、スペイン、ロシア等)、アルジェリア、北中南米、大洋州	ぶどう属植物	・新規追加
3	-	<i>Grapevine Syrah virus 1</i>	ウイルス	ヨーロッパブドウの栽培品種では無症状で感染する。単独感染による明確な被害報告はない。	大韓民国、中華人民共和国、日本、トルコ、欧州(スペイン、フランス等)、南アフリカ共和国、北中南米、オーストラリア	ヨーロッパぶどう、きいちご属植物等	・新規追加
4	-	<i>Hop stunt viroid</i> (ホップわい化ウイルス)	ウイルス	ホップ、キュウリ、カンキツ類等で症状を示し、わい化や樹皮のかいよう等を引き起こす。ニホンスモモでは果実に斑入り模様が生じる。	汎世界的に発生(日本を含む。)	きゅうり、にほんすもも、ホップ、りんご、なし属、みかん属植物等	・新規追加

出典: ※1…4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)No. 9(*Xylella fastidiosa*)の写真(2024 J. Clark, Univ. of California (US), EPPO GlobalDataBase)
※2…4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)No. 11(*Tomato leaf curl New Delhi virus*)の写真(近畿大学 小枝 壮太 博士 提供)